

篠山救急排水施設
操作要領

目 次

第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条）

第 2 章 排水施設の操作の方法等（第 3 条－第 7 条）

第 3 章 洪水警戒体制（第 8 条－第 1 0 条）

第 4 章 雑則（第 1 1 条－第 1 4 条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 茨城県常総市篠山地先利根川水系鬼怒川篠山救急排水施設（以下「排水施設」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水施設の操作は、利根川水系将門川から鬼怒川へ排水することにより、将門川の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第2章 排水施設の操作方法

(洪水時における操作の方法)

第3条 下館河川事務所長（以下「所長」という。）は、篠山水門が全閉している場合において、次の各号に定めるところにより排水施設を操作するものとする。

- 一 所長は、篠山水門の川裏量水標において測定した将門川の水位（Y. P. + 13. 45メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川裏水位」という。）が2. 30メートル以上となったときは、排水施設のポンプの運転を開始するものとする。
- 二 所長は、排水施設のポンプを運転している場合において、川裏水位が2. 30メートルを下回ったときは、排水施設のポンプの運転を停止するものとする。
- 三 所長は、前項により排水施設のポンプの運転を停止している場合において、川裏水位が2. 30メートル以上となったときは、排水施設のポンプの運転を開始するものとする。
- 四 所長は、排水施設のポンプを運転している場合において、水門の川表量水標において測定した鬼怒川の水位（Y. P. + 13. 45メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「川表水位」という。）が7. 381メートルを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、排水施設のポンプの運転を停止するものとする。
- 五 所長は、前号により排水施設のポンプの運転を停止している場合において、川表水位が7. 381メートル以下になったときは、排水施設ポンプの運転を開始するものとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、篠山水門が全開している場合には、排水施設のポンプの運転を停止しておくものとする。(前条の操作を行っているときを除く。)

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により排水施設を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第6条 所長は、第3条第四号により排水施設のポンプの運転を停止したときは、関東地方整備局長(以下「局長」という。)の定めるところにより、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水施設を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由
- 五 第6条の通知の状況
- 六 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第8条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- 一 鎌庭水位観測所において測定した鬼怒川の水位(Y. P. 17. 414メートルを零点とした量水標の水位をいう。以下「鬼怒川水位」という。)が1. 20メートルに達

し、さらに上昇するおそれがあるとき。

二 その他内水被害が発生するおそれのあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第9条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一 洪水時において排水施設を適切に管理することのできる要員を確保すること。

二 排水施設及び排水施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

三 排水施設の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

四 その他排水施設の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第10条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第11条 所長は、排水施設及び排水施設を操作するために必要な機械、器具等については、「関東地方整備局河川管理施設機械設備定期点検標準要領」(平成21年3月31日付け国関整施企第173号、国関河管第147号)及び「河川管理施設の操作委託における点検実施要領(案)」(平成22年3月15日付け国関整施企第158号、国関河管第109号)により、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第12条 所長は、鬼怒川水位その他排水施設を操作するために必要な事項を毎正時観測するものとする。

(記録)

第13条 所長は、第7条に掲げるものの他排水施設の管理に関する事項については、記録及び保存を行うものとする。

(所長への委任)

第14条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附則

この操作規則は平成23年6月24日から施行する。